

減額制度について

生徒・児童などで構成された団体、又は身体障がい者などで構成された団体が、高松市スポーツ施設の体育館、グラウンド及び庭球場などを練習等で使用する場合の施設利用料が減額できます。

1 減額団体の登録

あらかじめ、かがわ電子自治体システム(施設利用申込サービス)に減額を受けようとする団体名での登録が必要となります。
(口座振替の登録は、取り扱いできません。)

2 対象となる団体

- ・構成員が20人以上で、かつ、その半数以上が生徒・児童である団体 (庭球場を利用する場合を除く。)
- ・構成員が10人以上で、かつ、その半数以上が身体障がい者等である団体
- ・高松市スポーツ少年団の登録団体



3 減額対象となる利用料

高松市スポーツ施設の体育館、グラウンド及び庭球場などの施設利用料(会議室・研修室等の利用料、照明設備・冷暖房装置利用料、附属設備・器具利用料を除く。)
※使用開始日が属する年度の前年度の1月4日から使用開始日が属する月の3か月前の月の末日までの間に許可を受けた団体は対象となりません。(優先予約)

4 減額の割合

施設利用料から2割を減額します。

5 減額団体の登録申請期間

通年(登録証の交付を受けようとする日の2か月前の初日から30日前までの間に申請してください。)

6 必要な書類等

- 高松市スポーツ施設利用料減額団体登録申請書、高松市スポーツ施設利用料減額団体構成員名簿及びかがわ電子自治体システム登録団体名一覧表
高松市スポーツ施設の窓口にて用意してあります。
 - 団体代表者の印鑑
 - 高松市スポーツ施設利用料減額団体構成員名簿に記載する代表者及び対象構成員の氏名、生年月日等の確認ができる書類の写し
■代表者・・・免許証、健康保険証など。 ■生徒・児童・・・生徒手帳、健康保険証など。 ■身体障がい者等・・・身体障がい者手帳等
- ※なお、高松市スポーツ少年団の登録団体については、事前に高松市スポーツ施設利用料減額団体登録申請書に高松市総合体育館2階の専門部会事務局にて、高松市スポーツ少年団本部長確認印を受ければ、代表者及び対象構成員の氏名、生年月日等の確認ができる書類の写しは必要はありません。

7 登録の有効期間

毎年、7月1日から翌年6月30日までの1年間(登録証の交付日から6月30日までの1年以内)

※減額団体を継続する場合は、毎年、登録申請の手続きが必要となります。

8 申請から利用料の支払いまでのながれ



●高松市スポーツ施設の窓口

高松市総合体育館、高松市亀水運動センター、高松市西部運動センター、高松市かわなべスポーツセンター、高松市牟礼総合体育館、高松市香川総合体育館、高松市香南体育館、高松市立仏生山公園体育館、高松市牟礼中央公園運動センター、国分寺橋ノ丘総合運動公園B&G海洋センター、高松市立東部運動公園

※詳しくは、上記の高松市スポーツ施設の窓口にお問い合わせください。